

○国立大学法人筑波技術大学危機管理規則

〔平成19年3月16日〕
規則第3号

最終改正 平成23年10月26日規則第2号

国立大学法人筑波技術大学危機管理規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理及び危機対策を定めることにより、職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理及び危機対策については、他の法令等及び本学の学内規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員及び学生等 本学の役員及び職員、本学の学生並びに本学において業務を行う事が認められている者をいう。

(2) 危機 災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

(3) 危機管理 危機が生じた際にどのように対応すべきか組織を指導し、管理する調整された活動をいう。

(4) 危機対策 危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

(5) 部局長 産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び事務局長をいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、本学における危機管理及び危機対策を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 学長が指名する理事（以下「理事」という。）は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(学長の代理者)

第4条 学長に事故があるときには、理事がその職務を代行する。

(平常時における危機管理)

第5条 学長は、平常時から全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 部局長は、次の各号に掲げる危機管理を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2) 職員及び学生等に対する適切な情報提供
- (3) 職員及び学生等の危機意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施
- (4) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (5) その他危機管理に係る必要な事項

(危機に関する通報等)

第6条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局長は、速やかに当該危機の状況を確認し、学長に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断した場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、理事をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、副学長、部局長及び課長とし、必要に応じ学長が指名する者を加えることができるものとする。
- 6 対策本部の事務は、総務課が主管する。
- 7 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理にあたり、役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等による必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

(対策本部の業務)

第9条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析

- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 職員及び学生等への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供
- (6) その他危機への対応に関して必要な事項
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、危機管理及び危機対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月26日から施行する。